

# 鞍手町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	人 17,145	千円 7,500,289	千円 122,942	千円 1,161,873	% 15.5	% 18.8

(注) 人件費には、特別職に支給される給与や報酬などが含まれています。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 117	千円 450,064	千円 62,052	千円 164,698	千円 676,814	千円 5,785	千円 5,612

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含まれていません。  
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれています。また、職員数には当該職員を含んでいません。（※当町においては任期付短時間勤務職員の在職者はありません）

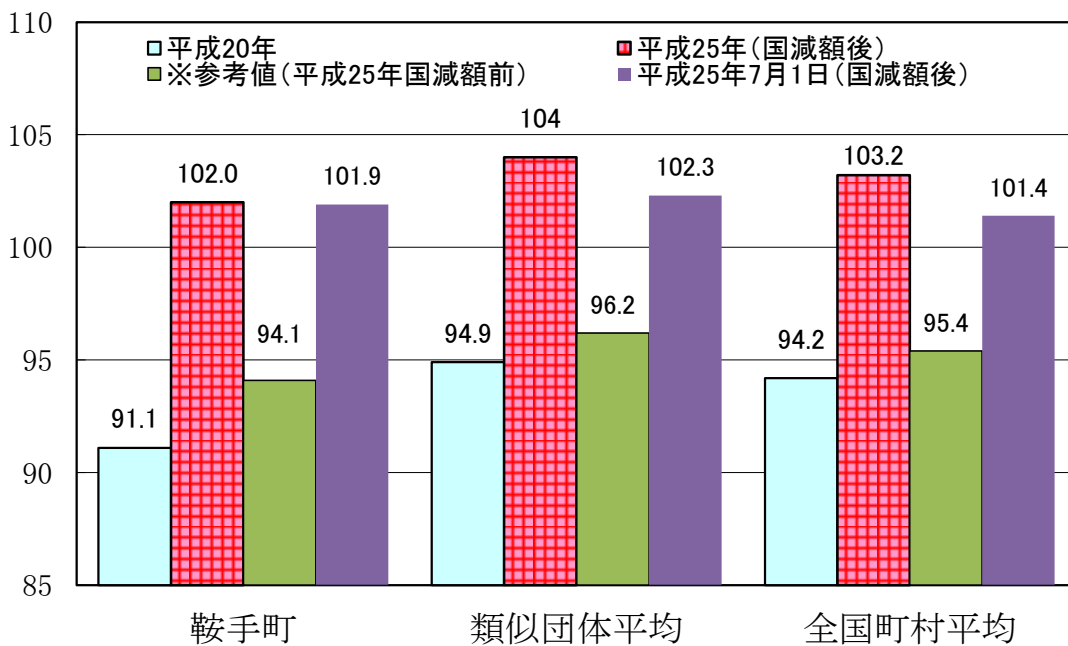
### (3) 特記事項

#### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
未実施	当町のラスパイレ指数は福岡県の中でも常に低位にあり、国減額後でも100を僅かに超える状況です。また、過去において独自の減額措置を実施しており、職員団体の合意を得られず実施には至っていません。
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 【H25.4.1ラスパイレ指数・参考値、減額時点のラスパイレ指数についても併せて記載】	
(手当)	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鞍手町	44.5 歳	325,286 円	373,963 円	347,392 円
福岡県	43.1 歳	338,907 円	424,212 円	376,262 円
国(減額後)	43.1 歳	307,220 円	— 円	376,257 円
国(減額前)		332,446 円		405,463 円
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円

(注) 一般行政職とは、行政職の職員のうち、税務職と保健師職の職員を除いたものです。

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鞍手町	54.8 歳	2 人	306,000 円	337,400 円	311,500 円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.8 歳	2 人	306,000 円	337,400 円	311,500 円	調理士	44.3 歳	221,200 円	1.53
福岡県	53.2 歳	776 人	338,581 円	387,555 円	367,075 円	—	—	—	—
国(減額後)	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	— 円	309,534 円	—	—	—	—
国(減額前)			286,850 円		325,400 円				
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鞍手町	—	—	—
うち学校給食員	5,245,100 円	2,929,700 円	1.79

- ※ 民間データは「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを掲載しています。(平成22～24年の3ヶ年平均)  
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。  
 ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を、民間においては前年に支給された年間賞与等の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。  
 3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は、個人の特定を避けるため、平均年齢、平均給料月額等の欄をアスタリスク(\*)としています。  
 4 国(減額前)欄は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

### (2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分	鞍手町	福岡県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,500 円	— 円
	中学卒	129,200 円	125,400 円	— 円

- (注) 1 国の大学卒初任給は、一般職試験(大卒程度試験)の場合です。  
 (注) 2 国欄における括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	254,190 円	299,733 円	358,720 円	389,875 円
	高校卒	229,975 円	261,725 円	306,469 円	355,925 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	291,800 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

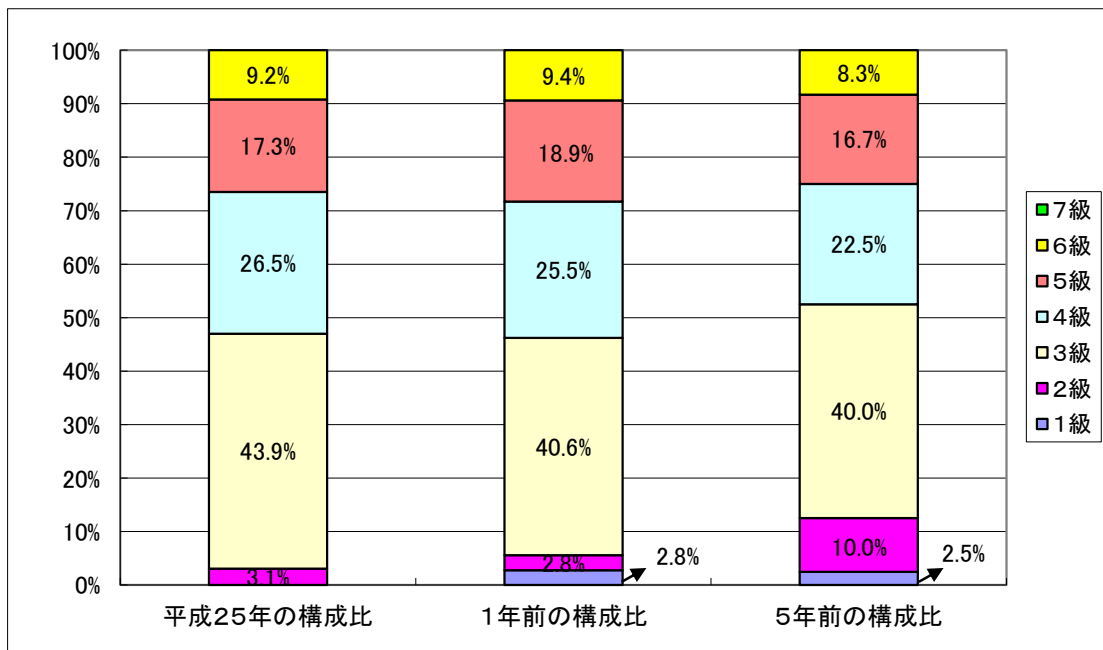
- (注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経験がある場合はその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。  
 2 平成25年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容(平成20年度から)	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	0 人	0.0 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任主事	3 人	3.1 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査	43 人	43.9 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主幹	26 人	26.5 %	261,900 円	388,300 円
5 級	班長・事務局長補佐	17 人	17.3 %	289,200 円	400,600 円
6 級	会計管理者・課長・事務局長	9 人	9.2 %	320,600 円	422,600 円
7 級	会計管理者・課長・事務局長	0 人	0.0 %	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 鞍手町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

鞍手町では、新しい人事評価制度の構築に向け準備を行っています。当面は、勤務評定を利用して昇給への勤務成績の反映を行います。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

鞍手町		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)		—	
1,353 千円		1,540 千円			
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

鞍手町では、鞍手町職員勤務評定要領に基づき全職員を対象に勤務評定を行っています。

その評定結果により、平成24年度は支給率を100分の64.5から100分の92.5に決定して勤勉手当を支給しました。

##### (2) 退職手当(25年4月1日現在)

鞍手町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		4,931 千円	1人当たり平均支給額		24,925 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### (3) 地域手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
鞍手町	0.0 %	0 人	0 %

##### (4) 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0 %			
手当の種類(手当数)	3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫作業従事職員	伝染病防疫作業	千円	作業一回につき500円
行旅病人及び死亡人取扱作業手当	行旅病人及び死亡人取扱作業従事職員	行旅病人及び死亡人取扱作業	千円	作業一回につき1,000円
し尿処理場作業手当	し尿処理場作業従事職員	し尿処理場作業	千円	月額2,000円

##### (5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	43,360 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	148 千円
支給実績(23年度決算)	50,061 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	170 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者1万3,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円	同じ		26,921 千円	211,976 円
住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万7,000円を限度に支給	同じ		13,277 千円	265,542 円
通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同じ		13,698 千円	59,556 円
管理職手当	職員が管理又は監督の地位にあるときに支給 課長10% 班長9%	同じ		24,571 千円	472,517 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 1勤務につき4,000円	同じ		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料 報酬	町長	628,200 円 (698,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 215,100 円	
	副町長	567,300 円 (610,000 円)	710,000 円 / 288,000 円	
	議長	308,000 円 ( ) 円	420,000 円 / 226,500 円	
	副議長	258,000 円 ( ) 円	360,000 円 / 180,000 円	
	議員	243,000 円 ( ) 円	345,000 円 / 157,000 円	
	期末手当	町長 副町長	(24年度支給割合) 2.60	月分
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.60	月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 69万8千円×在職年数×420/100 61万0千円×在職年数×250/100	(1期の手当額) 11,726,400 円 6,100,000 円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 3 地方自治法の改正により、平成19年4月1日から助役は副町長に変わり、収入役は廃止されました。  
 4 平成22年7月から平成26年3月まで、町長10%、副町長7%(教育長5%)の給料減額措置を行っています。  
 5 平成25年4月から当分の間、特例により町長5.1割→4.2割、副町長3.0割→2.5割(教育長2.5.2割→2.1割)の退職手当抑制措置を行っています。

## 6 職員数の状況

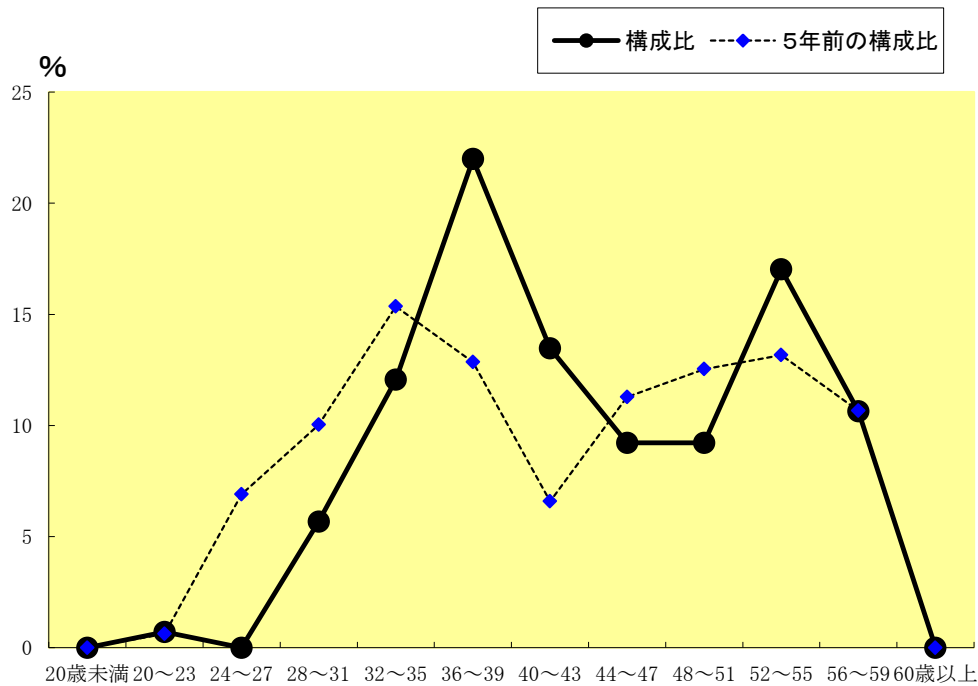
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議 会	3	3	0	
	総 務	31	29	△ 2	・総務一般の退職不補充(▲1) ・人事異動に伴う他部門退職者の総務一般における不補充(▲1)
	税 務	10	10	0	
	農林水産	5	5	0	
	商 工	1	2	1	・育児休業者の補充のため配置(1)
	土 木	11	11	0	
一般行政部門	民 生	32	31	△ 1	・保育士の退職不補充(▲1)
	衛 生	8	7	△ 1	・保健センター等施設と介護保険事業の部門間における事務分 担の見直しによる減員(▲1)
	計	101	98	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.26 人)
	教育部門	17	17	0	
	小 計	118	115	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.39 人)
公営企業等会計部門	病 院	145	3	△ 142	・病院事業を地方独立行政法人化(▲142)
	水 道	8	7	△ 1	・水道企業職員の退職不補充(▲1)
	下 水 道	4	4	0	
	そ の 他	27	13	△ 14	・老健事業を地方独立行政法人化(▲16) ・後期高齢広域連合派遣のため増(1) ・保健センター等施設と介護保険事業の部門間における事務分 担の見直しによる増員(1)
	小 計	184	27	△ 157	
	合 計	302 [ 426]	142 [ 192]	△ 160 [△234]	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.82 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	0人	8人	17人	31人	19人	13人	13人	24人	15人	0人	141人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	20年	21年	22年	23年	24年	25年		
一般行政	120	114	109	104	101	98	△ 22 ( △ 18.3 %)	
教育	18	18	17	17	17	17	△ 1 ( △ 5.6 %)	
普通会計計	138	132	126	121	118	115	△ 23 ( △ 16.7 %)	
公営企業等会計計	182	189	188	183	184	27	△ 155 ( △ 85.2 %)	
総合計	320	321	314	304	302	142	△ 178 ( △ 55.6 %)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。



## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
24年度	千円 293,649	千円 △14,865	千円 72,185	% 24.6	% 29.4

(注) 当町においては、平成25年度資本勘定支弁職員の在職者はありません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 8	千円 33,165	千円 3,412	千円 12,378	千円 48,955	千円 6,119	千円 6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、25年3月31日現在の人数です。

##### イ 特記事項

### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鞍手町	47.1 歳	355,754 円	507,151 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

鞍手町	団体平均
1人当たり平均支給額(24年度) 1,547 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,476 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### イ 退職手当 (25年4月1日現在)

鞍手町	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.03 月分 28.7875 月分 勤続25年 32.83 月分 38.955 月分 勤続35年 46.55 月分 55.86 月分 最高限度額 55.86 月分 55.86 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 14,889 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)			0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(率)	国の制度(率)
鞍手町	0.0 %	0 人	0.0 %	0.0 %

エ 特殊勤務手当(25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	991 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	124 千円
支給実績(23年度決算)	1,633 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	204 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	配偶者1万3,000円、その他の扶養親族は1人につき6,500円	同じ		1,074 千円	268,375 円
住居手当	借家・借間などの居住にかかる費用を負担している職員に月額2万7,000円を限度に支給	同じ		264 千円	264,000 円
通勤手当	最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路・方法により算出した額(例:2キロ以上5キロ未満の自家用車使用月額2,000円)	同じ		162 千円	40,550 円
管理職手当	職員が管理又は監督の地位にあるときに支給 課長10% 班長9%	同じ		916 千円	457,883 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 1勤務につき4,000円	同じ		0 千円	0 円

## 8 職員の厚生福利制度の状況（全職員対象）

### （1）職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、全職員を対象として定期健康診断を行っています。

定期健康診断の実施状況（平成24年度決算）

受診者数	295 人
町費負担額	186万1,504円

### （2）職員の福利厚生

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の健康維持や元気回復などの福利厚生計画を立て、実施しています。鞍手町では、社会保険制度として加入している福岡県市町村職員共済組合が、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市町村が分担して拠出した財源を使って主に次のような事業を行っています。

福岡県市町村職員共済組合の福利厚生事業

主な事業	内 容
短期給付事業	病院にかかったときの医療費などの保健給付、休業給付
長期給付事業	年金などの給付
福祉事業	健康の維持・増進に関する保健事業

なお、これ以外にも、職員が納めた会費で運営されている鞍手町職員互助会が、各種厚生事業を行っています。